

監査報告書に対する財務諸表利用者の 意識調査の結果と分析¹⁾

町 田 祥 弘

【キーワード】 監査報告書、KAM (Key Audit Matters)、期待ギャップ、財務諸表利用者、
保証の水準

1 問題の所在

財務諸表に対する監査報告書は、1934年にアメリカにおいて証券取引所法 (*Securities Exchange Act of 1934*) の制定以後、一貫して、標準監査報告書、すなわち、主に意見表明に特化した短文式の定型的な記載形式に基づき、監査人ごとに大きな差異のない監査報告書によって行われてきた。かかる監査報告のあり方は、監査人ごとに監査報告書の内容が異なることは、財務諸表の保証を担う監査業務の内容が一定のものでないとの誤ったシグナルを生じさせないための方策であったと解される。

しかしながら、現在、国際的な監査の領域では、この標準監査報告書又は短文式の監査報告書が大幅に見直され、監査報告書の長文化ともいえる改革が進められようとしているのである。国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) では、2015年1月に、監査報告に関する一連の国際監査基準 (International Standards on Auditing: ISA)²⁾ を公表し、重要な監査事項 (Key Audit Matters : KAM) の記載を含め、従来の監査報告書の記載内容を拡充し、記載形式を大幅に変更した。アメリカにおいても、重要な監査事項 (Critical Audit Matters) の提案を含む公開草案 (PCAOB, 2013) が公表されており、近い将来に、監査報告書の大幅な変更が想定されている。

こうした監査報告書改革の背景には、従来の監査報告書が採用してきた標準監査報告書という様式が、情報内容に乏しいという不満とともに、2008年に世界的に生じた金融危機において、監査人が然るべき役割を果たさなかったのではないかと規制当局等による批判がある³⁾。すなわち、監査報告書を従来に比べて、目的適合的で、より情報内容を高めたものによって、監査人から財務諸表利用者へのコミュニケーションを充実させることへの期待があるのである。

さらに、監査報告書改革には、副次的ながら、コモディティ化してしまった監査業務を、

専門家の業務として取り戻すという意義もあるように思われる。監査業務による表面的な所産である監査報告書においてはほとんど無限定適正意見が表明されて差異がない以上、監査人が他の監査事務所との競争に晒される場合、常に主たる焦点は価格（監査報酬）となる。今般の改革によって、監査報告書が、監査人の専門性が十分に発揮された結果として、被監査企業に対する監査人なりの見方を反映したものとなるのであれば、監査業務のコモディティ化に一定の抑制がかかるのではなかろうか。いわば、今般の監査報告書改革は、監査の価値を再構築する試みとも解されるのである。

他方、監査報告書は、単に ISA によって画一的に決定されるものではなく、各国の法規制による多様性を有している。日本において、将来、ISA の考え方を受け入れるとしても、わが国の財務報告制度や企業におけるガバナンスのあり方等を背景として、一定の創意工夫又は独自性が含まれる余地がある。実際、たとえば英国では、ISA では基準内に規定することを断念した監査上の重要性を監査報告書上で記載させている他、ガバナンス・コードへの準拠のレビュー意見を記載している。わが国において、今後、監査報告書改革への対応を行うに当たっては、わが国の監査業務の価値を再構築するとともに、わが国の財務報告制度やガバナンス等を背景として、わが国なりの監査報告書のあり方を再検討することが求められるであろう。

本研究では、監査報告書のあり方を問い直す上での最も重要な基礎として、今般の監査報告書改革の主たるターゲットである財務諸表利用者に焦点を当てることとした。すなわち、わが国の財務諸表利用者が、現状の監査報告書をどのように認識し、監査報告書に対していかなる期待を有しているのか、並びに、KAM が導入される監査報告書を想定した場合にどのような影響が考えられるのか等を検討する。

2 先行研究と研究課題

監査報告書改革に当たって、IAASB 及びアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants）の監査基準審議会（Auditing Standards Board）が共同で、4 件の国際的な学術研究を委託した。このうち、Asare and Wright (2009) は、アメリカにおける、監査人、投資家（MBA の学生）、債権者に対する実験的研究であり、Gold, et al. (2009) は、ドイツ及びオランダにおける監査人と財務諸表利用者（計 500 名）に対するオンライン上での実験研究であった。また、Mock, et al. (2009) は、アメリカ・オーストラリア等における、財務諸表利用者に対するフォーカス・グループ法と発話プロトコル分析であり、Porter, et al. (2009) は、英国及びニュージーランドにおける、監査人、被監査会社の担当者、投資家（アナリストと非アナリスト）に対する質問票調査を含む研究である。

これらの研究は、IAASB 等の議論に対して、以下のような知見を提供した。

- 現在の監査報告書の記載内容は利用者にとって有用とは見做されていないこと
- 監査報告書の利用者は、実施された監査、監査において検出された事項及び最終的に監査人によって得られた保証の水準に関して、監査報告書における情報が不足していると考えていること、並びに、
- 利用者は、監査報告書において、企業に関する情報の提供を望んでおり、それは財務諸表監査の対象を超えた事項を含んでいること

ISAに限らず、監査基準の改訂に当たって、学術調査・研究が実施されるのは稀なことであると思われるが、今般の監査報告書の改革が、いわば1934年にアメリカにおいて財務諸表監査が法定化されて以来の大規模な改革であることを鑑みれば、当然かもしれない。

これら4件の研究は、主に、アメリカ、英国及びニュージーランド、ドイツ及びオランダにおける監査報告書に対する調査データを提供したものであるが、ここに日本は含まれていない。これらの前提が日本において当てはまるのかの検討が必要であろう。また、ISA701におけるKAMの規定が確定した現時点では、その記載がどう受け止められるかの検討も行うことができる。本研究では、上記の4件の委託研究のうち、Porter, et al. (2009)を踏まえて、わが国における監査報告書に関する意識調査を実施することとした。

監査報告書に関する意識調査という観点からは、その他の先行研究としては、Christensen (2014)による調査が挙げられる。そこでは、アメリカにおける、財務諸表利用者(MBA修了生)141名に対する質問票調査が実施されている。また、わが国では、日本監査研究学会の課題別研究部会の成果の一部として、井上(2015)において、アナリスト5名、監査人11名に対するインタビュー調査が実施されている。さらに、証券会社による日、米、香港の個人投資家に対するweb調査もある(Monex, 2013)。

これらの先行研究の調査方法を踏まえて、本研究では、一定のサンプルサイズを確保して、財務諸表利用者を対象とした調査を実施するとともに、財務諸表作成者及び監査人にも比較対照としての調査を実施することとしたのである。

さて、ここで、財務諸表利用者として誰を対象に調査を行うかが問題となる。すなわち、財務諸表(ひいては監査報告書)の利用者は誰かという点である。アメリカの証券2法(1933年法及び1934年法)や日本の証券取引法(金商法)等、現在の法制度の前提とされているのは、投資家自身による財務情報の分析能力である。たとえば、アメリカで証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)が2000年に導入したレギュレーションFDは、アナリストに対する選別的開示を禁止するものであり、個人投資家が情報に接する機会を増やそうとするものであり、個人投資家が情報を分析することを前提としている。日本のタイムリー・ディスクロージャー政策も同様の方向性にあるといえよう。

それに対して、効率的市場仮説の観点からの反論もある。すなわち、開示情報の増加、機関投資家の影響力を背景として、証券市場は少数の専門家が超過的利益を求めて情報を収集・

分析しており、それによって市場の情報効率性が維持されているというものである。この考え方に立つのであれば、一般投資家は、開示情報の意味が理解できなくても、開示情報によって形成された市場価格で取引していれば、開示情報が正しい限りで保護される（一般投資家が、情報を理解・分析する能力は必要ない）という理解に至る。

これらの2つの考え方に対して、Goshen (2006) では、投資家を、インサイダー、情報に基づいて決定を行う情報投資家、非合理的な投資行動をとるノイズ投資家、インデックスの構成にのみ着目するインデックス投資家、マーケットメイカーに分類して証券制度を分析し、法は情報投資家にインセンティブを与えるように設計されるべきとの結論を示している。こうした考え方は、証券制度設計に関する中心的な考え方であると思われる。

そこで本研究では、個人投資家であっても、単なるインデックス投資ではなく、財務情報に基づいて投資を行っていると考えられる投資家と、情報媒介者たるアナリストの双方を対象として調査を行うこととした。

本研究における研究課題は、以下のとおりである。

1. 現在の監査報告書に対して、利用者はいかなる認識を有しているか。
2. 監査報告に関して財務諸表監査に期待ギャップがあるか。
3. 日本での調査結果は、海外の調査結果といかなる相違があるのか。
4. KAM について、財務諸表利用者はいかなる認識を有するか。
5. 監査報告書の改革に対していかなる期待があるか。

3 研究方法とデータ

本研究では、財務諸表利用者に対する web を利用した意識調査を中心にした手法で、彼らの監査報告書及び監査に対する認識と期待を調査した。調査方法の概要は、以下のとおりである。

●調査対象

財務諸表利用者の属性区分のうち、アメリカ及び英国、並びに日本の現在の法制度及び資本市場規制の考え方において重視される、①個人投資家と②アナリスト（情報媒介者）

なお、比較検討のため、財務諸表作成者たる③上場企業の財務担当責任者（CFO）及び④監査業務に携わっている公認会計士（監査人）に対しても調査を行った。

●調査方法

調査方法は、①個人投資家については、宝印刷株式会社の協力を得て、同社が有する個人株主名簿に対して呼びかけ、web 上に設定した調査フォームにおいて回答を求めた。②アナリストについては、日本証券アナリスト協会の協力を得て、同協会加盟のアナリストに対して呼びかけ、①と同様の web 上の調査フォームによる調査を行うとともに、及び面談によっ

て追加的に紙面での調査も行った。

他方、③上場企業の CFO については、調査時点で上場している全企業 3,485 社に対して、郵送により紙面での調査を行った。また、④監査人については、上場会社の監査業務に関わっている方という条件の下、e-mail を通じて、紙面上での調査を行った。

●実施時期

実施時期は、それぞれ、次のとおりである。① 2015 年 7 月 30 日～8 月 14 日、② 2015 年 7 月 30 日～9 月 2 日、③ 2015 年 7 月 27 日～9 月 4 日、④ 2015 年 8 月 20 日～8 月 31 日。

●回答数

回答数は、それぞれ、① 655 名、② 162 名、③ 231 名、④ 109 名であった。

このうち、個人投資家の回答には、会計士等の会計専門職業にある回答者の回答は含めていない。個人投資家の平均投資年数は、19.19 年、平均投資額は、310.77 千円、平均所有銘柄は 32.82 社であった。

また、アナリストは、バイサイドのアナリスト又はファンド・マネジャーが 20.37%、セルサイドのアナリストが 72.22% であり、平均経験年数が 15.83 年、平均モニター企業数が 35.06 社であった。

なお、両者における会計の知識を 7 段階のリッカートスケール⁴⁾で尋ねたところ、個人投資家が 0.87 なのに対して、アナリストは 2.98 であり、両者の会計に関する知識には有意な差異が認められた (t 値 = -22.788**) ⁵⁾。

他方、CFO は、CFO 又はその部署以外からの回答は除いている。また、監査人については、56.88% が 3 大監査法人に所属する監査人であり、平均経験年数は 12.17 年であった。

なお、個人投資家の属性は [図表 1]、アナリストの属性は [図表 2]、ならびに CFO 及び監査人の属性は [図表 3] に示すとおりである。

図表1 個人投資家の属性

パネル1-1 職業

選択肢	件数	割合 (%)
1. 会社員	282	43.05
2. 会社役員（社外役員を除く）	43	6.56
3. 会計関連の専門職業（例：会計士、税理士、etc.）	0	0.00
4. 法律関連の専門職業（例：弁護士、司法書士、etc.）	4	0.61
5. 主婦 / 主夫	31	4.73
6. 学生	0	0.00
7. 専業投資家	23	3.51
8. 無職・定年退職	218	33.28
9. その他	54	8.24
合計	655	100.00

パネル1-2 主な投資のスタイル

（複数回答可）

選択肢	件数	割合 (%)
1. バリューストック投資（割安株に投資する）	277	42.29
2. グロース投資（高成長株に投資する）	391	59.69
3. 配当性向投資（高配当銘柄に投資する）	322	49.16
4. スイングトレード（1週間程度で売買する）	65	9.92
5. デイトレード（1日に何回も売買をする）	16	2.44
6. インデックス又は投資信託等	100	15.27
7. その他	36	5.50
合計	655	100.00

パネル1-3 平均して所有している銘柄数

平均	32.82
中央値（メジアン）	15
標準偏差	85.87
最小	0
最大	1,726
合計	21,498
標本数	655

パネル1-4 株式購入の経験年数

（年程度）

平均	19.19
中央値（メジアン）	15
標準偏差	12.92
最小	0
最大	60
合計	12,571.50
標本数	655

パネル1-5 平均して投資に用いている金額（千円）

平均	310.77
中央値（メジアン）	0.500
標準偏差	7,814.83
最小	0
最大	200,000
合計	203,552,700
標本数	655

パネル1-6 会計に関する知識・経験（0～6の7段階）

平均	0.87
中央値（メジアン）	1
標準偏差	1.09
最小	0
最大	6
合計	573
標本数	655

図表2 アナリストの属性

パネル 2-1 属性

選択肢	件数	割合 (%)
1. バイサイドのアナリスト又はファンド・マネジャー	33	20.37
2. セルサイドのアナリスト	117	72.22
3. その他	12	7.41
合計	162	100.00

パネル 2-2 常時モニターしている企業数 (社程度)

平均	35.06
中央値 (メジアン)	25
標準偏差	55.63
最小	0
最大	600
合計	5,680
標本数	162

パネル 2-3 アナリストとしての経験年数 (年程度)

平均	15.83
中央値 (メジアン)	15
標準偏差	7.95
最小	0
最大	30
合計	2,565
標本数	162

パネル 2-4 会計に関する知識・経験

平均	2.98
中央値 (メジアン)	3
標準偏差	0.87
最小	0
最大	6
合計	483
標本数	162

図表3 CFO及び監査人の属性

パネル3-1 CFOの属する会社の規模

連結総資産	(億円)
平均	1,5302.90
中央値（メジアン）	448
標準偏差	129092.47
最小	6
最大	1,896,847
合計	3,534,971
標本数	231

パネル3-2 監査人の所属する監査法人

選択肢	件数	割合（％）
1. 大手監査法人（あずさ・あらた・新日本・トーマツ）	62	56.88
2. 中規模監査法人（太陽・三優・優成・東陽・京都）	31	28.44
3. その他監査法人	16	14.68
4. 個人事務所	0	0.00
合計	109	100.00

パネル3-3 監査人の監査業務の経験年数（年）

平均	12.17
中央値（メジアン）	14
標準偏差	7.95
最小	8
最大	35
標本数	109

その他、調査に当たって、KAM の例を提示したが、その例示は、IAASB の資料より以下のものを用いている。

金融商品の評価

ABC グループによる仕組金融商品に関する開示は、財務諸表の注記 5 に含まれている。仕組金融商品に対する ABC グループの投資は、当該金融商品全体の金額の X% を占めている。ABC グループの仕組金融商品は、活発な市場における公表価格に基づき評価されておらず、よって、その評価には重要な測定上の不確実性が存在する。したがって、当該金融商品の評価は私たちの監査において重要である。ABC グループは、仕組金融商品の特有の構成や条件から、自社開発した評価モデルを使用する必要があると判断している。私たちは、自社開発した評価モデルを使用することの合理性について経営者に説明を求め、監査役等と討議し、当該モデルの使用は適切であると結論付けた。また、私たちの監査手続には、特に、モデルの開発及び調整に関する経営者の内部統制を検証すること、市場関係者が同様の状況において使用する仮定を反映するためにモデルのアウトプットに対して修正を行う必要はないという経営者の判断を確認することが含まれている。

4 調査結果

(1) 監査報告書の利用

本調査では、初めに、個人投資家とアナリストに対して、7 点スケールにより、財務諸表及び監査報告書のそれぞれの利用の程度を尋ねた。[図表 4] のとおり、個人投資家は、財務諸表の利用の程度は低く、アナリストは高いということについては、有意な差が認められる (t 値 = -21.445**) が、監査報告書の利用の程度には差が認められず (t 値 = -1.53^{ns})、総じて「どちらともいえない」とする回答が示された。先に述べたように、個人投資家とアナリストの間には、会計に関する知識の水準に有意な差があることから、現在の監査報告書は、会計知識の有無によって利用の程度が高まるものではないことが指摘できる。

さらに、監査報告書の利用の程度が 7 段階のうち 1 から 3 の段階に属する回答者、すなわち、監査報告書の利用の程度が高い回答者について、現在の監査報告書における記載事項のうち関心を有する事項を第 1 位から第 3 位までの順位を付けて回答して貰い、順位による評点によって合計した。結果は [パネル 4-3] のとおり、個人投資家とアナリストには、監査報告書における関心事項に有意な差があった ($\chi^2 = 149.048$ **)。残差分析をすると、アナリストは監査人の意見や追記情報に関心を有し、定型的な説明文には関心が低いことが確認された。

図表4 財務諸表と監査報告書の利用の程度

パネル4-1 財務諸表の利用の程度 (0 から 6)

	個人投資家	アナリスト
n	655	162
個別平均	2.670	5.778
標準偏差	1.816	0.640
t 値	-21.445**	

パネル4-2 監査報告書の利用の程度 (5 から 1)

	個人投資家	アナリスト
n	655	162
個別平均	3.426	3.562
標準偏差	1.020	0.990
t 値	-1.526	

パネル4-3 監査報告書を利用している (1 から 3) 回答者による監査報告書における関心事項

(1 位から 3 位; 評点で合計)

選択肢	観測値			調整済残差 R		
	個人投資家	アナリスト	合計	個人投資家	アナリスト	
1. 監査報告書の日付	83	7	90	2.422	(2.422)	0.000*
2. 監査報告書の宛先	39	4	43	1.385	(1.385)	0.000
3. 監査事務所名・監査担当者名	258	68	326	(1.929)	1.929	0.000†
4. 監査の範囲に関する説明文	349	22	371	6.390	(6.390)	0.000**
5. 「経営者の責任」に関する定型的な説明文	242	10	252	5.962	(5.962)	0.000**
6. 「監査人の責任」に関する定型的な説明文	76	6	82	2.420	(2.420)	0.000*
7. 監査意見 (無限定適正意見、限定付適正意見等)	319	117	436	(6.069)	6.069	0.000**
8. 追記情報 (継続企業の前提に関する疑義、会計方針の継続性等)	230	99	329	(6.812)	6.812	0.000**
9. その他	9	0	9	1.370	(1.370)	0.000
合計	1605	333	1938	5.139	(5.139)	0.000

注: **, *, 及び † は、それぞれ、1%、5%、及び 10% 水準で有意 $\chi^2 = 149.048^{**}$

ところで、上記の点について、Porter, et al. (2009) においても同様の設問があったことから、そこで示されている調査結果 (度数分布) を本研究の調査スケールに換算して比較してみた⁶⁾。結果は [図表5] のとおりであり、英国の財務諸表利用者は、財務諸表 (t 値 = -5.750**) も、監査報告書 (t 値 = -11.247**) も、日本に比べて利用の程度が有意に高いことが判明した。

また、現在の監査報告書における記載事項のうち関心を有する事項については、英国の財務諸表利用者は、監査意見に強く関心を寄せるものの、監査担当者や追記情報には関心を寄

せていない傾向が示されていた。

図表 5 Porter, et al. (2009) との比較①

パネル 5-1 財務諸表の利用の程度

(0 から 6 ; UK は日本の区分に変換)

	日本	UK
n	817	103
個別平均	3.286	4.505
標準偏差	2.064	1.697
t 値	-5.750**	

パネル 5-2 監査報告書の利用の程度

(100 分率に換算)

	日本	UK
n	817	102
個別平均	38.678	69.281
標準偏差	25.372	29.920
t 値	-11.247**	

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び 10%水準で有意

(2) 監査に関する期待ギャップ

次に、監査によって提供される財務諸表の信頼性に対する保証の水準を 0 ～ 100% の数値で尋ねてみた。結果は、[図表 6] の通りである。

図表 6 監査の提供する保証の水準

t 値 -5.96**			
個人投資家 (n = 655)		アナリスト (n = 162)	
平均 64.35	標準偏差 22.78	平均 76.21	標準偏差 22.28
監査人 (n = 109)			
平均 77.44	標準偏差 10.99	t 値 9.50**	t 値 0.60

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び 10%水準で有意

監査によって提供される財務諸表の保証の水準については、個人投資家とアナリスト、監査人と個人投資家の間に有意な差が認められる。一方、監査人とアナリストには、有意な差が認められない。これらのことから、監査による保証の水準について、アナリストとの認識のギャップは認められないが、個人投資家は、他の 2 者に比べて有意に低い保証の水準しか提供されていないと認識している。ただし、調査の実施時期に、わが国において監査に関連する大きな不正事例があったことが影響したのかもしれない。

また、「財務諸表は適正に表示しているものと認める」という監査報告書の意見表明の部分の意味するところを選択肢によって尋ねたところ、[図表7]のとおり、監査における期待ギャップの典型とされる「不正・誤謬が全くない」という選択肢を選んだ個人投資家（16.95%）やアナリスト（10.49%）が一定割合あった。とくに、個人投資家とアナリストを一括して財務諸表利用者として、監査人の回答と比較すると、両者の間では、適正表示の意見が意味するところについての認識に有意な差異が認められた（ $\chi^2 = 148.53^{**}$ ）。

図表7 「財務諸表は適正に表示しているものと認める」の意味

選択肢	観測値				調整済残差 R			
	個人投資家	アナリスト	監査人	合計	個人投資家	アナリスト	監査人	合計
1. 財務諸表は会計基準に従って作成されている	360	84	19	463	4.695	0.519	(7.240)	(2.026)**
2. 財務諸表には、一切の不正や誤謬はない	111	17	1	129	4.120	(1.391)	(4.177)	(1.448)**
3. 財務諸表は、企業の実態を適切に表している	134	39	73	246	(6.542)	(0.791)	10.168	2.836**
4. この財務諸表を基に投資意思決定を行って問題ない	33	20	13	66	(3.842)	2.842	2.073	1.074**
5. 経営者や従業員は不正を行っていない	15	1	0	16	2.041	(1.194)	(1.474)	(0.627)*
6. その他	2	1	3	6	(2.020)	(0.054)	2.915	0.842**
合計	655	162	109	926	(1.548)	(0.068)	2.266	0.650

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意 $\chi^2 = 148.526^{**}$

(3) 監査報告書の役割

現在、監査報告書に記載されていない事項で、記載されることを期待する事項について、選択肢により、第1位から第3位の順位付で尋ねて評点により合計したところ、[図表8]に見られるように、以下の点が明らかとなった。

- 財務諸表利用者の回答は、個人投資家及びアナリストともに、「監査人が当期の監査において最も重要だと考えたリスク事項」（それぞれ25.65%と26.65%）や「監査の過程で指摘した事項又は気づいた異常事項」（22.08%と24.59%）についての記載に期待している。
- また、個人投資家は、業績予想に対する監査人の意見を期待している回答（5.93%）が一定割合あるが、アナリストではその程度は低くなる（3.29%）。
- 他方、監査人は、「ガバナンス・コードへの準拠に関する意見」（24.77%）が最も高いものの、「とくにない」（19.27%）の回答がそれに次いでいるように、現状の監査報告書に追加して、選択肢で示したものを記載する期待は見受けられない。

また、監査報告書の役割は何かについて、選択肢により尋ねた設問に対しては、[図表9]のとおり、すべてのカテゴリーの回答者が「財務諸表の保証」を最も重視して選んでいるが、

個人投資家では、「監査人による情報提供」(12.06%)及び「監査人による責任限定」(5.04%)の回答が一定割合示されており、他のカテゴリーに対して有意な差をもたらしていた。

図表 8 監査報告書に記載してほしい事項

(1位から3位;評価点で調整)

選択肢	観測値				調整済残差 R			
	個人 投資家	アナリ スト	監査人	合計	個人 投資家	アナリ スト	監査人	合計
1. 監査意見とは別に、企業に 関して監査人の理解してい る情報の発信	513	102	12	627	6.476	(0.858)	(8.132)	(2.514)**
2. 監査人が当期の監査におい て最も重要だと考えたリスク 事項	1008	259	84	1351	3.600	1.864	(7.281)	(1.816)**
3. 監査の過程で指摘した事項 又は気づいた異常事項	868	239	54	1161	3.392	3.117	(8.464)	(1.955)**
4. 監査において何をどの程度 検証したかについての詳細 な説明	503	103	72	678	2.110	(1.684)	(0.993)	(0.568)*
5. 企業の業績予想に対する監 査人の意見	233	32	12	277	5.022	(2.671)	(3.941)	(1.590)**
6. ガバナンス・コードへの準拠 に関する意見	205	49	162	416	(10.000)	(3.190)	17.879	4.689**
7. 監査上の重要性(当年度 の監査において監査人が重 要な虚偽と判断する基準)	212	71	30	313	(1.202)	2.487	(1.236)	0.050*
8. 監査人がその企業を何年担 当しているか	85	25	30	140	(2.639)	0.114	3.591	1.066**
9. 監査報酬額	94	10	6	110	3.427	(2.343)	(2.076)	(0.992)**
10. 監査担当者の人数	42	0	12	54	1.143	(3.400)	2.395	0.138**
11. 監査に要した時間	58	10	36	104	(3.386)	(2.135)	7.298	1.776**
12. とくにない	92	67	126	285	(14.649)	2.744	17.447	5.542**
13. その他	17	5	18	40	(3.939)	(0.834)	6.545	1.771**
合計	3930	972	654	5556	(10.644)	(6.790)	23.032	5.598

注: **、*、及び+は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意 $\chi^2 = 949.8723^{**}$

図表9 監査報告書の役割

選択肢	観測値				調整済残差 R			
	個人 投資家	アナリ スト	監査人	合計	個人 投資家	アナリ スト	監査人	合計
1. 財務諸表の保証（監査意見の表明）	497	142	90	729	(3.292)	3.057	1.044	0.809**
2. 監査人による情報提供	79	9	3	91	3.550	(2.011)	(2.642)	(1.102)**
3. 監査人による責任の限定	33	6	6	45	0.393	(0.753)	0.333	(0.027)
4. 監査が終了したことの報告	31	2	10	43	0.201	(2.270)	2.393	0.324*
5. とくにない	10	3	0	13	0.494	0.534	(1.326)	(0.299)
6. その他	5	0	0	5	1.442	(1.032)	(0.819)	(0.409)†
合計	655	162	109	926	2.788	(2.476)	(1.017)	(0.705)

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意 $\chi^2 = 27.7721^{**}$

なお、先の（1）と同様に、Porter, et al. (2009) の調査結果と対比してみると、結果は〔図表10〕のとおりであった。監査報告書に記載してほしい事項として、英国では、「監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信」を選ぶ回答が圧倒的に多く（42.42%）、調査時点においては、監査報告書には、監査人のリスク認識等を記載するよりも、企業に関する情報を提供するチャネルとなることを期待していたことがわかる。

図表10 Porter, et al. (2009) との比較②

パネル10-1 監査報告書を利用している回答者による監査報告書における関心事項

（日本は評点；UK は実測値）

選択肢	観測値			調整済残差 R		
	日本	UK	合計	日本	UK	合計
1. 監査報告書の日付	90	2	92	1.178	(1.178)	0.000*
2. 監査報告書の宛先	43	0	43	1.475	(1.475)	0.000
3. 監査事務所名・監査担当者名	326	6	332	2.736	(2.736)	0.000**
4. 監査の範囲に関する説明文	371	14	385	1.113	1.113	0.000
5. 「経営者の責任」に関する定型的な説明文	252	4	256	2.548	(2.548)	0.000**
6. 「監査人の責任」に関する定型的な説明文	82	4	86	0.031	(0.031)	0.000
7. 監査意見（無限定適正意見、限定付適正意見等）	436	48	484	(6.177)	6.177	0.000**
8. 追記情報（継続企業の前提に関する疑義、会計方針の継続性等）	329	4	333	3.311	(3.311)	(0.000)**
9. その他	9	14	23	(12.771)	12.771	0.000**
合計	1938	96	2034	(6.556)	6.556	(0.000)

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意 $\chi^2 = 215.893^{**}$

パネル 10-2 監査報告書に記載してほしい事項

(いずれも評点；UK は日本に合わせて換算)

選択肢	観測値			調整済残差 R		
	日本	UK	合計	日本	UK	合計
1. 監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信	773	84	857	(12.135)	12.135	0.000**
2. 監査人が当期の監査において最も重要だと考えたリスク事項	1666	0	1666	8.508	(8.508)	(0.000)**
3. 監査の過程で指摘した事項又は気づいた異常事項	1288	6	1294	6.142	(6.142)	0.000**
4. 監査において何をどの程度検証したかについての詳細な説明	716	0	716	5.088	(5.088)	0.000**
5. 企業の業績予想に対する監査人の意見	311	6	317	1.280	(1.280)	(0.000)
6. ガバナンス・コードへの準拠に関する意見	306	0	306	3.211	(3.211)	0.000**
7. 監査上の重要性（当年度の監査において監査人が重要な虚偽と判断する基準）	424	0	424	3.818	(3.818)	0.000**
8. 監査人がその企業を何年担当しているか	123	0	123	2.006	(2.006)	0.000*
9. 監査報酬額	115	6	121	(1.184)	1.184	0.000
10. 監査担当者の人数	48	0	48	1.246	(1.246)	0.000
11. 監査に要した時間	89	0	89	1.702	(1.702)	0.000†
12. とくにない	287	30	317	(6.688)	6.688	0.000**
13. その他	25	66	91	(38.431)	38.431	0.000**
合計	6171	198	6369	(25.438)	25.438	0.000

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意

 $\chi^2 = 1766.923^{**}$

(4) KAM

最後に、KAMの例示を示して、その有用性に対する認識を尋ねてみた。結果は、[図表11]のとおりである。

図表11 KAMの有用性

パネル11-1 KAMの有用性		(0～6の7点スケール)		
	個人投資家	アナリスト	CFO	監査人
n	655	162	231	109
個別平均	3.18	3.75	3.04	3.08
標準偏差	1.43	1.62	1.27	1.89

パネル11-2 平均差の検定		(t値)		
	個人投資家	アナリスト	CFO	監査人
個人投資家		-4.49**	1.33**	0.49
アナリスト			4.92	0.33
CFO				0.24

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意

ここに見られるように、記述統計上の傾向としては、財務諸表利用者は有用であると評価し、CFOや監査人は、相対的に、有用と見ていないように見受けられる。しかしながら、平均差の検定をしてみると、個人投資家とアナリスト・CFOとの間には有意な差が認められ、監査人は他のいずれとも有意な差が認められない。原因は、監査人の回答が分散していることによるものと思われる。

さらに、KAMが有用でない(0～2)という回答をした者に対して、その理由を選択肢によって尋ねたところ、[パネル12-1]のようにすべてのカテゴリーにおいて、「監査報告書での記載は、おそらく定型的なものになってしまうから」が最も多くの回答を集めた(個人投資家49.69%、アナリスト39.29%、CFO50.75%、及び監査人43.75%)。また、KAMが有用である(4～6)という回答者に対して、その理由を尋ねると、[パネル12-2]に見られるようにこちらもすべてのカテゴリーで共通に、「監査人が重要だと考えるリスク情報が開示されることになるから」が最も多く選択された(同様に、40.22%、アナリスト47.83%、CFO46.75%、及び監査人33.33%)。

図表 12 KAMの有用性に関する回答の理由

パネル 12-1 KAMが有用でない(0～2)という回答者の理由

選択肢	個人投資家	アナリスト	企業	監査人	合計
1. リスク情報は、他の箇所企業が開示しているから	32	2	16	10	60
2. 監査人が何を重要だと考えるかについては、情報価値がないから	26	2	5	3	36
3. 監査人がそのリスク情報にいかに対応したかについては、情報価値がないから	19	8	6	7	40
4. 監査報告書での記載は、おそらく定型的なものになってしまうから	81	11	34	21	147
5. その他	5	5	6	7	23
合計	163	28	67	48	306

パネル 12-2 KAMが有用である(4～6)という回答者の理由

選択肢	個人投資家	アナリスト	企業	監査人	合計
1. 企業に関して開示されるリスク情報が増えることになるから	89	39	17	8	153
2. 監査人が重要だと考えるリスク情報が開示されることになるから	109	44	36	13	202
3. 監査人がそのリスク情報にどのように対応したかが開示されることになるから	51	6	19	10	86
4. 監査報告書の情報内容が企業ごとに多様性に富んだものになるから	21	3	4	8	36
5. その他	1	0	1	0	2
合計	271	92	77	39	479

(5) クロス集計

属性等によるクロス集計によって、以下の3つの点を分析してみた。

第1に、会計に関する知識が低いグループ(= 0、1、2):アと、高いグループ(= 4、5、6):イに分けてみたところ、検定及び残差分析により、有意な相違が認められたのは以下の点であった。すなわち、

- KAMの有用性に対する回答に、 t 検定では、両者の間に、有意な差は認められなかった($t = -1.2788$)。ただし、さらに、有用な理由について、 χ^2 検定及び残差分析を行うと、KAMが非常に有用(= 6)とする回答は、1%水準で有意な差をもってイに多い(3.229**。
- 「財務諸表は適正に表示しているものと認める」このと意味について、 χ^2 検定により、両者の間に1%水準で有意な差が認められた。残差分析によれば、「2. 財務諸表には、一切の不正や誤謬はない」(イ = (2.694)**)、「4. この財務諸表を基に投資意思決定を行って問題ない」(イ = 2.841**)に1%水準での有意な差が認められた。

- 「監査報告書に記載してほしい事項」についても、 χ^2 検定により、両者の間に1%水準で有意な差が認められた ($\chi^2 = 13.994^{**}$)。なお、残差分析を行ったところ、「2. 監査人が当期の監査において最も重要だと考えたリスク事項」(I = (2.817) **)、「12. とくにない。」(I = 6.570**)に1%水準での有意な差が認められた。

一連の結果から、財務知識の程度によって、期待ギャップが解消する可能性が予想される。

第2に、財務諸表を利用しているグループ (= 0、1、2) : A と、利用していないグループ (= 4、5、6) : B に分けてみたところ、検定及び残差分析により、有意な相違が認められたのは以下の点であった。すなわち、

- KAMの有用性について、 t 検定を行った結果、両者の考えに全体として1%基準の有意な差異が認められた ($t = -6.3827^{**}$)。
- 監査によって提供される財務諸表の保証の水準についても、 t 検定を行った結果、両者の考えに全体として1%基準の有意な差異が認められた ($t = -5.1589^{**}$)。
- 「財務諸表は適正に表示しているものと認める」ということの意味について、 χ^2 検定を行った結果、両者の考えに全体として、1%水準での有意な差が認められた ($\chi^2 = 22.595^{**}$)。なお、残差分析を行ったところ、「2. 財務諸表には、一切の不正や誤謬はない」(B: (3.680) **)と「5. 経営者や従業員は不正を行っていない」(B = (2.636) **)に1%基準における有意な差が認められた。
- 「監査報告書に記載してほしい事項」についても、 χ^2 検定により、両者に全体として1%基準における有意な差が認められた ($\chi^2 = 71.303^{**}$)。なお、残差分析を行ったところ、「1. 監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信」(B = (3.750) **), 「5. 企業の業績予想に対する監査人の意見」(B = (3.682) **), 及び「12. とくにない」(B = 5.625**)に関して、1%水準での有意な差が認められた。

以上のことから、①の財務知識以上に、財務諸表を利用して投資判断等を行っている回答者は、監査に関する期待ギャップが小さく、他方、監査人に対して、さらなる情報の提供を求めている傾向が読み取れる。

第3に、監査報告書を読む程度に応じて、読むグループ (= 1、2) : X と、読まないグループ (= 4、5) : Y に分けてみたところ、検定及び残差分析により、有意な相違が認められたのは以下の点であった。すなわち、

- KAMの有用性について、 t 検定を行った結果、両者の考えに全体として1%基準の有意な差異が認められた ($t = -6.3827^{**}$)。
- しかしながら、その他の事項には、ほとんど有意な差異を認めることができなかった。

かかる結果は、監査報告書の定型化によって、ほとんどの財務諸表利用者が読まない傾向にあるために、差異が生じなかったのではないと思われる。

5 回帰分析

最後に、KAM の記載を有用と考える程度に関して、財務知識や財務諸表の利用度等をコントロールした上で、本研究の意識調査において尋ねたいいくつかの項目によって、重回帰分析を行い、いかなる項目が KAM の有用性の認識に影響を与えているのかを識別してみることにする。

本研究において設定するモデル式は次のとおりであり、各変数の説明は〔図表 13〕の通りである。

■ モデル式

$$\begin{aligned} \text{KAM} = & \alpha + \beta_1 \text{UserType} + \beta_2 \text{Knowledge} + \beta_3 \text{FS} + \beta_4 \text{AR} + \beta_5 \text{Assurance} + \beta_6 \text{Annual} \\ & + \beta_7 \text{Risk} + \beta_8 \text{GC} + \beta_9 \text{AR_Info} + \beta_{10} \text{AR_Risk} + \beta_{11} \text{AR_Irre} + \beta_{12} \text{AR_Detail} \\ & + \beta_{13} \text{AR_Difference} + \beta_{14} \text{AR_Info} + \varepsilon \end{aligned}$$

図表 13 各変数の説明

変数	説明
従属変数	
KAM	KAM が有用だと考える程度 {0 ～ 6}
独立変数	
UserType	アナリストなら 1、そうでなければ 0
Knowledge	財務会計の知識の程度 {0 から 6}
FS	財務諸表の利用の程度 {0 から 6}
AR	監査報告書の利用の程度 {1 から 5}
Assurance	監査報告書の保証水準 {0 から 100}
Annual	「日頃、利用している最も重要な情報源」として、有価証券報告書を選んでいれば 1、そうでなければ 0
Risk	「最も有用な情報」で、「企業の開示するリスク情報」を選んでいれば 1、そうでなければ 0
GC	監査の最も重要な役割として、「企業の存続可能性についての早期警戒情報の発信」を選んでいれば 1、そうでなければ 0
AR_Info	「監査報告書に記載してほしい事項」で、第 1 位に「監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信」を選んでいれば 1、そうでなければ 0
AR_Risk	「監査報告書に記載してほしい事項」で、第 1 位に「監査人が当期の監査において最も重要だと考えたリスク事項」を選んでいれば 1、そうでなければ 0

AR_Irre	「監査報告書に記載してほしい事項」で、第1位に「監査の過程で指摘した事項又は気づいた異常事項」を選んでいれば1、そうでなければ0
AR_Detail	「監査報告書に記載してほしい事項」で、第1位に「監査において何をどの程度検証したのかについての詳細な説明」を選んでいれば1、そうでなければ0
AR_Difference	「監査報告書の形式・開示方法」で、「定型的な文章は省略して、企業ごとに違いのある情報だけを記載してほしい」を選んでいれば1、そうでなければ0
Aud_Info	「監査報告書の役割」で、「監査人による情報提供」を選んでいれば1、そうでなければ0
ε	誤差項

ここで、各変数の記述統計量を示すと、[図表 14] のとおりとなる。また、相関係数は [図表 15] のとおりであり、各変数は、モデル式の分析を歪めてしまうほどの多重共線性は有していない。

図表 14 記述統計量

変数	KAM	UserType	Knowledge	FS	AR	Assurance	Annual	Risk	GC	AR_Info	AR_Risk	AR_Irre	AR_Detail	AR_Difference	Aud_Info
n	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817	817
平均	3.2901	0.1983	1.2925	3.2864	3.4529	66.6977	0.3672	0.0649	0.2326	0.1836	0.3488	0.1909	0.0955	0.2852	0.1506
標準偏差	1.4845	0.3990	1.3472	2.0642	1.0149	23.1576	0.4823	0.2464	0.4227	0.3874	0.4769	0.3933	0.2940	0.4518	0.3578
不偏分散	2.2037	0.1592	1.8151	4.2610	1.0299	536.2725	0.2326	0.0607	0.1787	0.1501	0.2274	0.1547	0.0865	0.2041	0.1280
標準誤差	0.0519	0.0140	0.0471	0.0722	0.0355	0.8102	0.0169	0.0086	0.0148	0.0136	0.0167	0.0138	0.0103	0.0158	0.0125
最小値	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	6	1	6	6	5	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中央値	3	0	1	3	4	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図表 15 相関係数

	KAM	UserType	Knowledge	FS	AR	Assurance	Annual	Risk	GC	AR_Info	AR_Risk	AR_Irre	AR_Detail	AR_Difference	Aud_Info
KAM	1	0.1550**	0.098**	0.232**	-0.209**	0.283**	0.096**	0.052	0.019	-0.003	0.089*	0.010	0.060	-0.018	-0.045
UserType	0.160**	1	0.624**	0.601**	0.053	0.204**	0.315**	-0.019	-0.034	-0.03	-0.023	0.110**	-0.088	0.053	0.005
Knowledge	0.095**	0.604**	1	0.546**	-0.053	0.117**	0.255**	-0.002	0.048	-0.028	-0.043	0.066	-0.077*	0.064	-0.03
FS	0.227**	0.631**	0.562**	1	-0.174**	0.203**	0.297**	-0.025	0.002	-0.092**	-0.053	0.138**	-0.015	0.052	-0.005
AR	0.194**	0.053	-0.051	-0.162**	1	-0.134**	-0.16**	-0.093**	-0.08	-0.062	0.033	-0.002	0.011	-0.012	-0.002
Assurance	0.263**	0.245**	0.135**	0.223**	-0.110**	1	0.06	-0.078*	-0.081*	-0.057	0.115**	0.021	-0.058	-0.003	-0.013
Annual	0.093**	0.315**	0.244**	0.303**	-0.153**	0.059	1	0.006	0.031	0.006	-0.025	0.063	-0.031	0.059	0.034
Risk	0.045	-0.019	-0.014	-0.023	-0.083*	-0.079*	0.006	1	0.055	-0.009	-0.016	-0.002	0.033	-0.056	-0.028
GC	0.016	-0.034	0.031	0.001	-0.079*	-0.063	0.031	0.055	1	-0.059	-0.032	0.013	0.048	-0.059	-0.062
AR_Info	-0.005	-0.030	-0.029	-0.09*	-0.060	-0.058	0.006	-0.009	-0.059	1	-0.347**	-0.230**	-0.154**	-0.054	0.048
AR_Risk	0.097	-0.023	-0.031	-0.055	0.033	0.091*	-0.025	-0.016	-0.032	-0.347**	1	-0.356**	-0.238**	-0.076*	-0.021
AR_Irre	0.009**	0.110**	0.063	0.137**	-0.005	0.022	0.063	-0.002	0.013	-0.230**	-0.356**	1	-0.158**	-0.086*	0.004
AR_Detail	0.059	0.088**	0.081**	-0.016	0.014	-0.065	-0.031	0.033	0.048	-0.154**	-0.238**	-0.158**	1	0.099**	-0.009
AR_Difference	-0.005	0.053	0.066	0.052	-0.009	-0.013	0.059	-0.056	-0.059	-0.054	-0.076*	-0.086*	0.099**	1	-0.069
Aud_Info	-0.065	0.005	-0.020	-0.006	-0.010	-0.014	0.034	-0.028	-0.060	0.048	-0.021	0.005	-0.009	-0.069*	1

※注 1：相関係数は表中右上: Pearson、左下 Spearman

※注 2：**、*、及び+は、それぞれ、1%、5%、及び 10%水準で有意

回帰分析の結果は、[図表 16] のとおりである。

図表 16 回帰分析の結果

変 数	偏回帰係数	標準誤差	Exp	Wald	P
UserType (β_1)	0.2366	0.1756	1.266926	0.0636	0.1782
Knowledge (β_2)	-0.0531	0.0477	0.948307	-0.0482	0.2657
FS (β_3)	0.1155	0.0316	1.122402	0.1606	0.0003 **
AR (β_4)	-0.2168	0.0505	0.805081	-0.1482	0.0000 **
Assurance (β_5)	0.0141	0.0022	1.014226	0.2204	0.0000 **
Annual (β_6)	0.0213	0.1072	1.021491	0.0069	0.8428
Risk (β_7)	0.3420	0.1963	1.407745	0.0568	0.0819
GC (β_8)	0.0992	0.1153	1.10432	0.0283	0.3897
AR_Info (β_9)	0.5312	0.1613	1.701003	0.1386	0.0010 **
AR_Risk (β_{10})	0.6266	0.1414	1.871299	0.2013	0.0000 **
AR_Irre (β_{11})	0.4035	0.1597	1.497104	0.1069	0.0117 *
AR_Detail (β_{12})	0.8205	0.1921	2.271529	0.1625	0.0000 **
AR_Difference (β_{13})	-0.0325	0.1092	0.968034	-0.0099	0.7663
Aud_Info (β_{14})	-0.1785	0.1345	0.836533	-0.0430	0.1848
定数項 (α)	2.2503	0.3024	9.490883		0.0000 **
adj R ² = 0.272					

注：**、*、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意

重回帰分析の結果、目的変数 KAM に影響度が強い要因は、高い順に、AR_Detail (0.8205)、AR_Risk (0.6266)、AR_Info (0.5312)、AR_Irre (0.4035) などである。また、どの項目も正の値をとるので、以下の事項を重要だと考える回答者ほど、KAM の有用性を高く評価していると解される。

- 監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信
- 監査人が当期の監査において最も重要だと考えたリスク事項
- 監査の過程で指摘した事項又は気づいた異常事項
- 監査において何をどの程度検証したかについての詳細な説明

それに対して、AR (-0.2168) は負の値をとるため、監査報告書を読んでいないほど、KAM に対する有用性の認識は減少する。

回帰分析の結果は、予想されたところと一致するものであったが、上記の通り、KAM の有用性の認識が、監査人からの情報を重視する認識に依存しており、企業の新たな情報ではないことには留意すべきであろう。

6 要約と課題

本稿において示した調査及び分析によって得られた知見は以下の通りに要約できる。

まず、現在の監査報告書に対する利用者の認識としては、全く見ていないということではないが、財務諸表の利用度にかかわらず、総じて、関心を持ってみていないことがわかる。

また、財務諸表監査に期待ギャップについて、監査人の認識との対比によって検討したところ、監査によって提供される保証の水準や、適正意見の意味するところ（とくに不正が一切ないとの認識）において、ギャップが存在している。

Porter, et al. (2009) の調査結果と対比すると、英国では、個人・アナリストを問わず、財務諸表の利用度、及び監査報告書の利用度も日本に比べて高く、また、監査報告に対する期待としては、監査の過程で気づいた事項よりも、企業のリスク情報に関心があることがわかる。

KAM については、財務諸表利用者は概ね有用性を指摘していたが、他方、CFO や監査人は、相対的に有用性の認識が低かったり、認識にばらつきが見受けられた。とくに、会計知識の高い財務諸表利用者は、KAM の有用性を最も高く評価している点に留意する必要がある。

監査報告書の改革に対しは、日本の財務諸表利用者は、監査人からの情報提供を期待しているのに対して、監査人は、相対的に、そうした情報の提供に消極的であり、現状維持、又は現状の枠組みでの新たな意見表明等に期待していることがわかる。監査の品質指標については、少なくとも監査人は消極的な傾向にある。

以上のように、本研究では、2009 年に世界各国において実施された委託研究を踏まえて、わが国において、財務諸表利用者を対象とした質問票による調査を実施し、彼ら／彼女たちの現在の監査報告書及び KAM の記載を含む監査報告書改革についての認識を把握し、分析を行った。

調査が多岐にわたっていることから、さらなる結果の分析が必要な点があり、また、調査項目についても、ガバナンス当事者との連携にかかる設問や適正性のレンジに関する質問等、追加調査の必要性を感じる点があることを認識している。とくに監査人については、別の調査目的と併せて実施したものであることから、改めて、サンプルサイズを確保した上での調査が必要と思われる。これらの点については、今後の課題としたい。

基準設定が、さまざまな環境要因や時代状況によって影響を受けることはいうまでもなく、その点では ISA も同様である。KAM についても、その新設の背景や記載に関する規定において同様であろう。監査報告は、各国の制度の影響を色濃く映して多様なものとなっている。監査報告書の改革を行うのであれば、単に ISA に準じて、KAM を導入する、監査報告書の

記載形式を変更するというだけでなく、わが国の財務諸表利用者の実態等を踏まえて、監査の制度全体が制度変更前から一歩でもより良いものとなるよう、事前の十分な検討が必要であらう。

注

- 1) 本研究は JSPS 科研費 26590082 及び 25285139 の助成を受けている。

また、本研究における調査に当たっては、(公社)日本証券アナリスト協会、並びに、宝印刷株式会社総合ディスクロージャー & IR 研究所のご協力を得た。ここに記して感謝申し上げたい。

- 2) 一連の ISA とは、以下の 6 篇の ISA 及びそれに関連するその他の修正をいう。

IAASB, International Standard on Auditing (ISA) 700 (Revised), *Forming an Opinion and Reporting on Financial Statements*, January 2015.

---, ISA 701, *Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report*, January 2015.

---, ISA 260 (Revised), *Communication with Those Charged with Governance*, January 2015.

---, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

---, ISA 705 (Revised), *Modifications to the Opinion in the Independent Auditor's Report*, January 2015.

---, ISA 706 (Revised), *Emphasis of Matter Paragraphs and Other Matter Paragraphs in the independent Auditor's Report*, January 2015.

---, *Conforming Amendments to Other ISAs*, January 2015.

- 3) アメリカでは、リーマン・ブラザーズ社の破綻の後に、いわゆる『バルカス報告書』(Valukas, 2010)によって、同社の監査人が監査委員会へのコミュニケーションを欠いたことや、不十分なリスク情報の財務諸表への開示を故意に見逃したことが指摘された。また、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) は、2009 年 9 月に、監査に関する 3 つの市中協議文書を公表し、このうち『監査人のコミュニケーション』(IOSCO, 2009)において監査報告書の記載の見直しの問題を取り上げている。

- 4) 会計の知識については、0:「全くない」から 6:「相当程度有している」までの間の 7 段階評価で尋ねている。また、「一応の目安としての例示」であることを断った上で、それぞれ、1:「日商簿記 3 級程度」、2:「日商簿記 2 級程度／アナリスト試験 1 次」、3:「日商簿記 1 級程度／アナリスト試験 2 次」、4:「税理士試験科目合格等」、5:「会計士・税理士」、6:「IFRS 業務に精通」といった例示を示している。

- 5) **, *, 及び + は、それぞれ、1%、5%、及び 10% 水準で有意であること、並びに、n.s. は有意な差が認められないことを示す。以下同様。

- 6) ここでの比較は、財務諸表利用者全体で比較しているが、個人投資家とアナリストのそれぞれに分けても同様の結果である。また、Porter, et.al. (2009) では、ニュージーランドの結果も示されているが、これもほぼ同様の結果であった。

主な参考文献

- Asare, S. and A. Wright [2009], Investors', Auditors' and Lenders' Understanding of the Message Conveyed By the Standard Audit Report, September 2009.
- Christensen, B. E., S. M. Glover, and C. J. Wolfe [2014], Do Critical Audit Matter Paragraphs in the Audit Report Change Nonprofessional Investors' Decision to Invest? Auditing: A Journal of Practice & Theory, 33 (4) : 71-93.
- Gold, A., U. Gronewold and C. Pott [2009], Financial Statement Users' Perceptions of the IAASB's ISA 700 Unqualified Auditor's Report in Germany and the Netherlands, August 2009.
- Goshen, Z. and G. Parcheomovsky [2006], The Essential Role of Securities Regulation, Duke Law Journal 55(4) : 711-782.
- International Auditing and Assurance Standards Board [IAASB] [2009, Working Group, Auditor's Report - IAASB Working Group Report, December 2009.
- [2015], International Standard on Auditing (ISA) 701 (NEW), Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, January 14, 2015.
- International Organization of Securities Commissions [IOSCO], Auditor Communications, 2009.
- Public Company Accounting Oversight Board [PCAOB] [2013], Rulemaking Docket Matter No. 034: Proposed Auditing Standards - The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion, The Auditor's Responsibilities Regarding Other Information in Certain Documents Containing Audited Financial Statements and the Related Auditor's Report, and Related Amendments to PCAOB Standards, August 2013.
- Mock, T. J., J. L. Turner and G. L. Gray [2009], The Unqualified Auditor's Report: A Study of User Perceptions, Effects on User Decisions and Decision Processes, and Directions for Future Research, May 2009.
- Mock, T. J., J. Bédard, P. J. Coram, S. M. Davis, R. Espahbodi, and R. C. Warne [2013], The Audit Reporting Model: Current Research Synthesis and Implications, Auditing: A Journal of Practice & Theory 32 (Supplement 1) : 323-351.
- Monex Group, Monex Global Retail Investor Survey, March 2013.
- Porter, B., C. Ó hÓgartaigh and R. Baskerville [2009], Report on Research Conducted in the United Kingdom and New Zealand in 2008 Investigating the Audit Expectation-Performance Gap and Users' Understanding of, and Desired Improvements to, the Audit Report, September 2009.
- Public Company Accounting Oversight Board [PCAOB], Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion, The Auditor's Responsibilities Regarding Other Information in Certain Documents Containing Audited Financial Statements and the Related Auditor's Report, and Related Amendments to PCAOB Standards, August 2013.
- Valukas, A.R., United States Bankruptcy Court Southern District of New York "In re Lehman Brothers Holdings Inc., et al." Report of Anton R. Valukas, Examiner, 2010.
- 異島須賀子 [2014]「IAASB と ASB による委託研究の概要」、井上善弘編著『監査報告書の新展開』同文館出版、2014 年、第 5 章、65-74 頁。
- 井上善弘 [2014]「財務諸表利用者に対するインタビュー」、井上善弘編著『監査報告書の新展開』同文館出版、2014 年、付録 I、206-210 頁。

住田清芽 [2015] 「監査上の主要な事項 (KAM) の導入趣旨」、『現代監査』25号、2015年3月。

内藤文雄 [2012] 『財務情報等の監査・保証業務』中央経済社、2012年。

林隆敏 [2011] 「標準監査報告書の行方」、『会計・監査ジャーナル』667号、2011年2月、67-72頁。

町田祥弘 [2014] 「外部監査人と監査役等の連携の新たな可能性—外部監査人による監査報告書の改革の動向を踏まえて—〈前編／後編〉」、『月刊監査役』635号、637号、2015年1月、2月。

松本祥尚 [2014] 「監査報告のパラダイムシフト—監査人からのコミュニケーション向上の必要性」、『会計・監査ジャーナル』26巻8号、2014年8月、127-134頁。

(まちだ よしひろ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)